

無窓階以外の階の判定基準

平成 20 年 4 月 1 日
葉山町消防本部訓令第 1 号

改正 令和 2 年 9 月 7 日消防本部訓令第 4 号

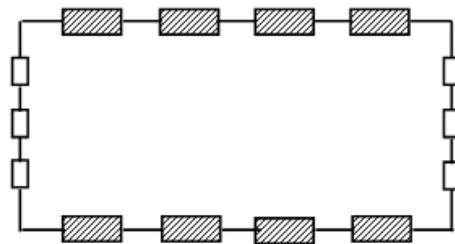
無窓階（消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）第 10 条第 1 項第 5 号に規定する無窓階をいう。以下同じ。）以外の階の判定は、消防法施行規則（以下「規則」という。）第 5 条の 3 によるほか、細部については次によるものとする。

1 床面積に対する開口部の割合

規則第 5 条の 3 第 1 項に定める床面積に対する避難上及び消火活動上有効な開口部の割合は、次によること。

(1) 11 階以上の階

直径 50 cm 以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が当該階の床面積の 30 分の 1 を超える階であること。（第 1 図）



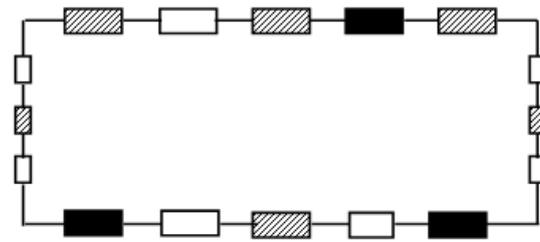
■ 直径 50 cm 以上の円が内接する開口部の面積の合計

$$\frac{\text{床面積}}{\text{床面積}} > \frac{1}{30}$$

第 1 図

(2) 10 階以下の階

前（1）の場合と同様であるが、前（1）の開口部に、直径 1 m 以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ 0.75m 以上及び 1.2m 以上の開口部（以下「大型開口部」という。）が 2 以上含まれているものであること。（第 2 図）



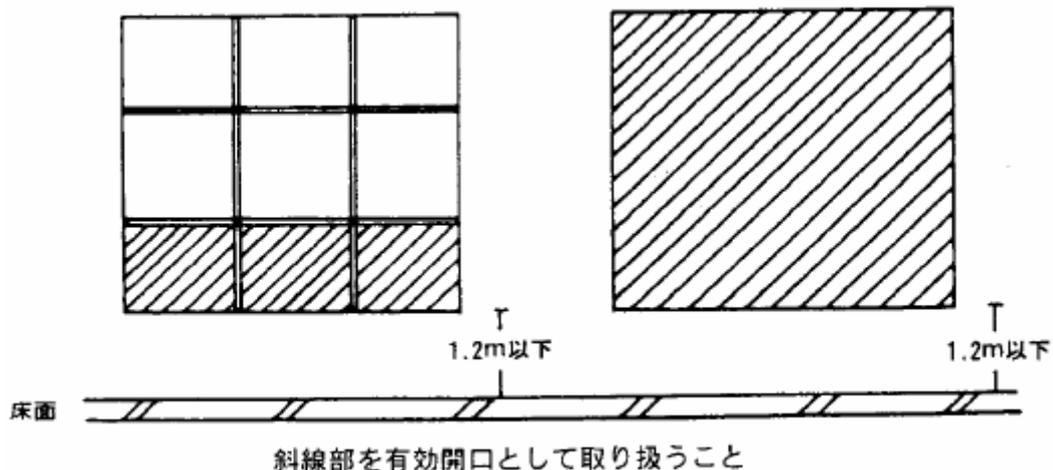
 直径 50 cm 以上の円が内接する開口部
 大型開口部（開口部は、各々できる限り離れた位置とする。）

$$\frac{\text{斜線} + \text{黒} \text{の面積の合計}}{\text{床面積}} > \frac{1}{30}$$

第2図

2 開口部の位置

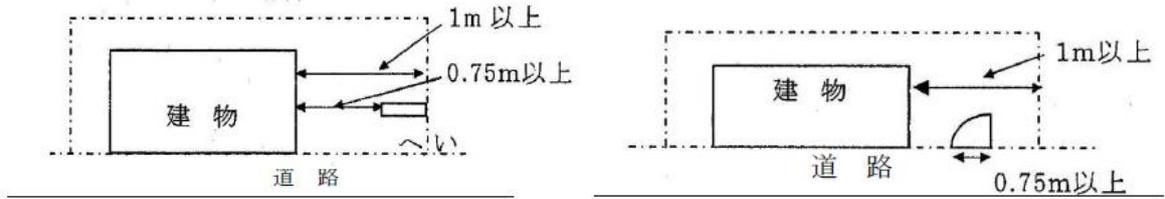
- (1) 開口部が容易に外すことができない桟等で仕切られている場合は、下端が床面から 1.2m 以内にある開口部のみを有効開口部として取り扱うこと。（第3図）



第3図

- (2) 次のすべてに適合する踏台を設けた場合は、規則第5条の3第2項第1号に規定する「床面から開口部の下端までの高さは、1.2m 以内」のものとして取り扱うことができる。
- ア 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。
 - イ 開口部が設けられている壁面と隙間がなく、床面に固定されていること。
 - ウ 高さは 0.3m 以下、奥行きは 0.3m 以上、幅は開口部の幅以上であること。
 - エ 踏台の上端から開口部の下端まで 1.2m 以内であること。
 - オ 避難上支障がないこと。
- (3) 次に掲げる空地等は、規則第5条の3第2項第2号に規定する「通路その他の空地」として取り扱うことができる。
- ア 国又は地方公共団体等の管理する公園で、将来にわたって空地の状態が維持されるもの。
 - イ 道又は道に通じる幅員 1 m 以上の通路に通じることができる広場（建築物の屋上、階段状の部分等）で避難及び消火活動が有効にできるもの。
 - ウ 道に通じる幅員 1 m 以内の空地又は通路にある樹木、へい及びその他の工作物で避難及び

消火活動の妨げにならないもの。(第4図)



第4図

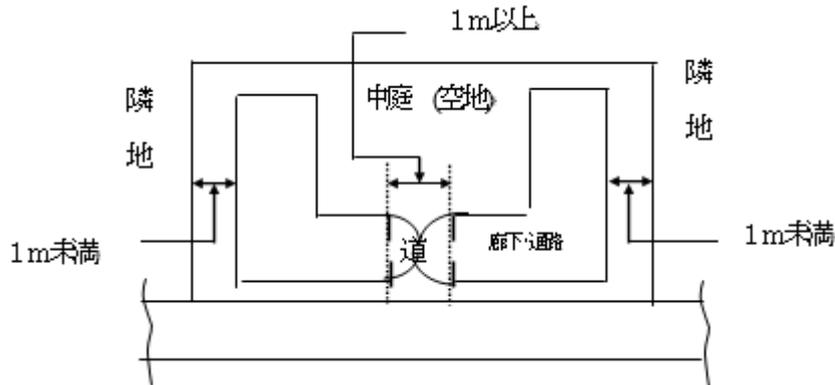
エ 傾斜地及び河川敷で避難及び消火活動が有効にできるもの。

オ 周囲が建物で囲われている中庭等で、当該中庭から通じる通路等があり、次のすべてに適合するもの(第1-5図)

(ア) 中庭から道に通じる出入口の幅員は、1 m以上であること。

(イ) 道に面する外壁に2以上の大型開口部があること。

(ウ) 道に面する外壁の開口部で必要面積の2分の1以上を確保できること。



第5図

(4) 規則第5条の3第2項第4号に規定する「開口のため常時良好な状態」について、次に掲げる状態は、常時良好な状態として取り扱うことができる。

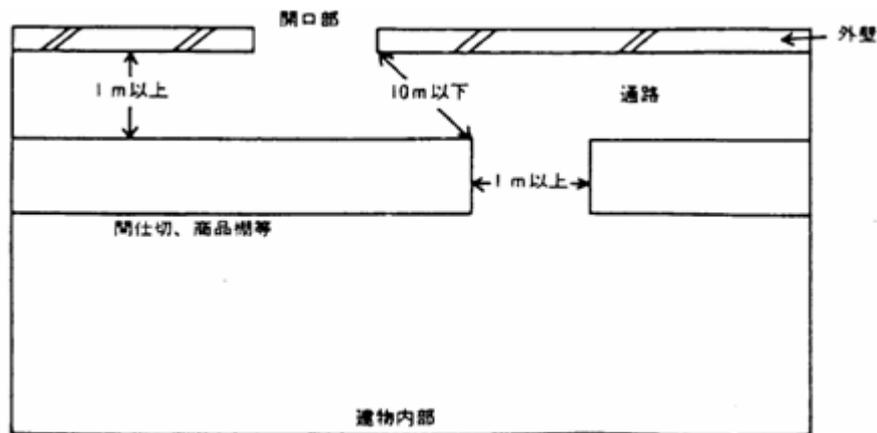
ア 開口部に接近して設けられている格子、ルーバー、広告物、看板、日除け又は雨徐け等で避難及び消火活動上妨げのないもの

イ 開口部と間仕切壁等の間に通路を設け、間仕切壁等に出入口を有効に設けたもので、次のすべてに適合するもの(第6図)

(ア) 通路は、通行又は運搬のみに供され、かつ、可燃物等が存置されていないことなど常時通行に支障ないこと。

(イ) 間仕切り壁等の出入口と外壁の当該開口部との歩行距離は、おおむね10m以下であること。

(ウ) 通路及び間仕切り壁等の出入口の幅員は、おおむね1 m以上であること。(この場合、通路の幅員が場所により異なる場合はその最小のものとする。)



第6図

3 開口部の構造

(1) 規則第5条の3第2項第3号に規定する「外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」について、次に掲げる開口部を有効開口部として取り扱うことができる。

ア ガラス窓 第1表に掲げるもの

ガラス開口部の種類		開口部の条件	判定	
			足場有り	足場無し
普通ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	厚さ 6.0mm 以下	引き違い戸	○	○
		FIX	○	○
鉄線入りガラス 網入りガラス	厚さ 6.8mm 以下	引き違い戸	△	△
		FIX	×	×
	厚さ 10mm 以下	引き違い戸	△	×
		FIX	×	×
強化ガラス 耐熱性ガラス	厚さ 5.0mm 以下	引き違い戸	○	○
		FIX	○	○
合わせガラス	① フロート板ガラス 6.0mm 以下+PVB (ポリビニルブ ラチール) 30mil (膜厚 0.76mm) 以下+フロート 板ガラス 6.0mm 以下の合 わせガラス ② 網入り板ガラス 6.8mm 以 下+PVB (ポリビニルブ ラチール) 30mil (膜厚 0.76mm) 以下+フロート 板ガラス 5.0mm 以下の合	引き違い戸	△	△
		FIX	×	×

	合わせガラス			
	① フロート板ガラス 5.0mm 以下+PVB (ポリビニルブ ラチール) 60mil (膜厚 1.52mm) 以下+フロート 板ガラス 5.0mm 以下の合 わせガラス	引き違い戸	△	×
	② 網入り板ガラス 6.8mm 以 下+PVB (ポリビニルブ ラチール) 60mil (膜厚 1.52mm) 以下+フロート 板ガラス 6.0mm 以下の合 わせガラス			
	③ フロート板ガラス 3.0mm 以下+PVB (ポリビニルブ ラチール) 60mil (膜厚 1.52mm) 以下+型板ガラ ス 4.0mm 以下の合わせガ ラス	FIX	×	×
複層ガラス	構成するガラスごとに本表 (網入りガラス及び鉄線入りガラスは、厚 さ 6.8mm 以下のものに限る。) により評価し、全体の判断を行なう。			

第1表

【凡例】

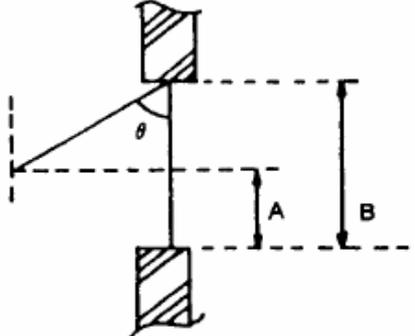
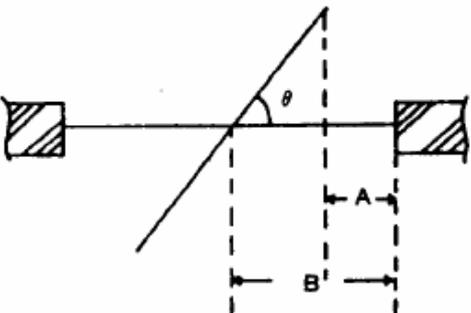
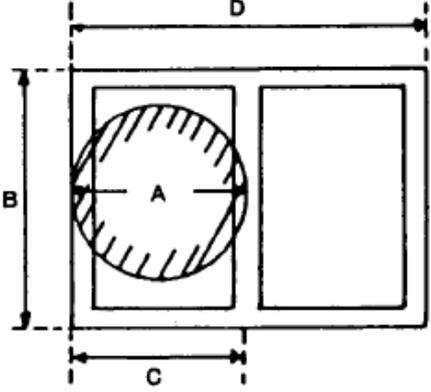
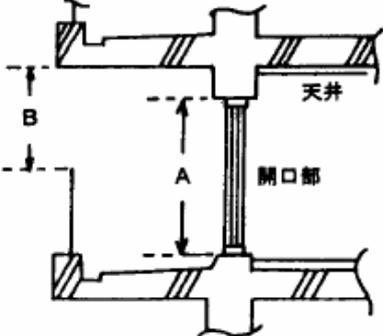
○：開口部全体を有効開口部として算定に加えることのできるもの

△：ガラスを一部破壊し、外部から開放できる部分 (第2表の例によること) を有効開口部として算定
に加えることのできるもの

×：有効開口部として扱えないもの

【備考】

- 1 「足場有り」とは、避難階又はバルコニー (建築基準法施行令第 126 条の7に定める構造以上のもの)、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているものをいう。
- 2 「引き違い戸」とは、片開き、開き戸を含め、通常は部屋内から開放でき、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより、外部から開放することができるものをいう。
- 3 「FIX」とは、はめ殺し窓をいう。
- 4 合わせガラス及び倍強度ガラスは、それぞれ JIS R 3205 及び JIS R 3222 に規定するもの。

	型 式	判 断
突き出し窓	 <p>(注) θ は、最大開口角度 ($0^\circ \sim 90^\circ$)</p>	<p>Aの部分とする。 (注) $A = B (1 - \cos \theta)$</p>
回転窓	 <p>(注) θ は、最大開口角度 ($0^\circ \sim 90^\circ$)</p>	<p>Aの部分とする。 (注) $A = B (1 - \cos \theta)$</p>
引き違い窓 (上げ下げ窓を含む。)	 <p>(注) 1 A及び$C = 1/2D$ 2 Aは、50cmの円の内接又は1mの円の内接</p>	<p>A又は$B \times C$とする。 なお、次による寸法の場合は、50cm以上の円が内接するものと同様以上として取扱うことができる。 $B = 1.0\text{m}$ (0.65m) 以上 $C = 0.45\text{m}$ (0.4m) 以上 (注) () 内は、バルコニー等がある場合</p>
外壁面にバルコニー等がある場合		<p>Aの部分とする。 なお、Bは1mでてすりの高さは、1.2m以下とする。</p>

第2表

イ シャッター付開口部

(ア) 軽量シャッター (JIS A4704 で定めるスラットの板厚が 1.0mm 以下のものをいう) の開口部

- a 避難階及び足場を有する部分に設けられたもので、消防隊が特殊な工具を用いることなく容易に開放できるもの。
- b 煙感知器との連動により解錠した後、屋内外から手動により開放できるもので、非常電源 (自家発電設備又は蓄電池設備によるものとし、非常電源回路は耐火配線とすること。以下同じ。) が附置されているもの。
- c 共同住宅等の雨戸として設けられたもので、開口部に建基令第 126 条の 7 第 5 号に定める構造のもの又はこれと同等の消防活動スペースが確保され、かつ、屋外より消防隊が特殊な工具を用いることなく容易に開放できる手動式のもの。

(イ) 重量シャッターの開口部

- a 屋内外から手動により容易に開放できるもので、当該シャッターに施錠装置が設置されていないもので、開放時に工具等を一切用いることなく開放できること。
- b 屋外から水圧によって開放できる装置を備えたもので、開放装置の放水口が 1 階又は避難階にあるもの (「消火設備等認定委員会」で認定し、シャッター等の水圧開放装置に関する取扱いについて (昭和 52 年 12 月 19 日消防予第 251 号) に適合しているものに限る。)
- c 屋内外から電動により容易に開放できるもので、当該電源装置に非常電源が附置されているもの。
- d 煙感知器の作動と連動して開放する電動シャッターで、当該電源開閉装置に非常電源が附置されているもの。
- e 防災センター、警備員室又は中央監視委員室等常時人がいる場所から、遠隔操作等により開放できるシャッターで、非常電源が附置されているもの。

ウ ドア

(ア) 手動式ドア (ハンガー式のものを含む) で屋内外から容易に開放できるもの。なお、ガラス部分を有する手動式ドアのうち、当該ガラスを容易に破壊することにより内部の施錠を解錠できるものを含む。(当該ガラスは第 1 表に該当すること)

(イ) 電動式ドアで、次の a 又は b のいずれかに該当するもの

- a 普通ガラスで板厚 6.0mm 以下のもの
- b 停電時であっても非常電源の作動又は手動により開放できるもの

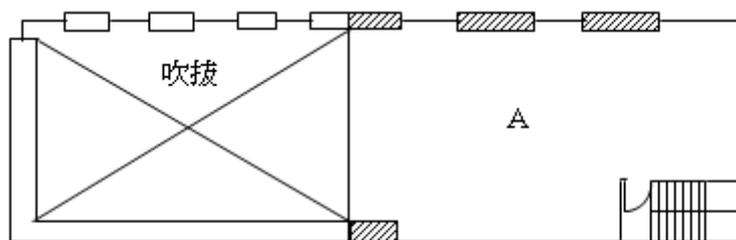
エ 二重窓 アからウまでの開口部が組み合わされたもの (有効開口面積の少ない方を有効面積とする。)

4 その他

(1) 吹抜けのある場合の床面積及び開口部の取扱いは、次によるものとする。(第 7 図)

ア 床面積の算定は、当該階の床が存する部分とする。

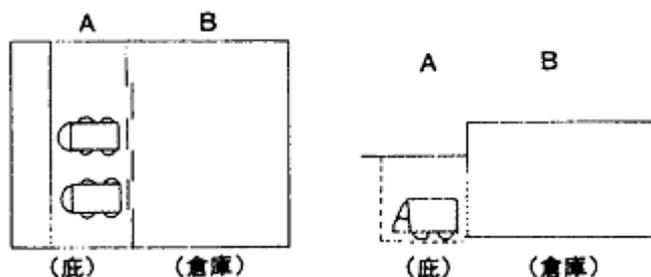
イ 開口部の面積の算定は、床が存する部分の外壁開口部の合計とする。



A 床面積の算定する部分 開口部の面積の算定する部分

第7図

(2) 十分に外気に開放されている部分で、かつ、屋内的用途に該当する部分については、床面積の算定上は当該部分を算入する場合であっても、無窓階の判定を行う上ではこれによらないものとする。(第8図)



第8図

(注) 庇部分の面積Aは、十分外気に開放されているが、自動車車庫としての用途を有すると認められるため、床面積の算定上は算入される。したがって建築物の床面積は倉庫部分の面積Bと合算して(A+B)となるが、無窓階の判定上は、庇部は外部空間として取り扱い、床面積Bの1/30の開口部の有無により判断するものとする。

(3) 営業中は、規則5条の3で定める開口部を有するが、閉店後は、重量シャッター等を閉鎖することにより無窓階となる階で、当該防火対象物全体が無人となる場合は、無窓階以外の階として取扱うことができる。

(4) 同一階が間仕切り壁等により、相互に往来できない場合の取扱いは次によるものとする。
 ア 当該壁が消防法施行令第8条による区画である場合は、区画ごとに判定すること。
 イ ア以外の場合は当該壁に連絡通路等を設けること。

(5) 無窓階以外の階の判定は、別記様式第1号により行うこと。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月7日消防本部訓令第4号)

この基準は、令和2年9月7日から施行する。

